

新株予約権証券の上場制度の見直しに係る取引参加者規程等の 一部改正について

平成26年10月24日
株式会社東京証券取引所

I 改正趣旨

当取引所は、取引参加者規程等の一部改正を行い、本年10月31日から施行します。

今回の改正は、本年7月に上場制度整備懇談会において取りまとめられた提言「我が国におけるライツ・オファリングの定着に向けて」(※)を踏まえて新株予約権証券の上場基準の見直しを行うとともに、その他所要の改正を行うものです。

(※) 東証ホームページ (<http://www.tse.or.jp/listing/seibi/discussion.html>) を参照。

II 改正概要

1. 新株予約権証券の上場基準の見直し

・新株予約権証券（ノンコミットメント型ライツ・オファリングに係るものに限る。）の上場については、既存の上場基準に加え、次の（1）及び（2）のいずれの基準にも適合することを要するものとします。

（1）新株予約権証券の発行者である上場会社において次のa又はbのいずれかの手続きが実施されていること。

- a 取引参加者による増資の合理性に係る審査
- b 株主総会決議などによる株主の意思確認

（2）新株予約権証券の発行者である上場会社の経営成績及び財政状態が、次のa及びbのいずれにも該当していないこと。

- a 最近2年間において利益の額が正である事業年度がないこと
- b 上場申請日の直前事業年度又は直前四半期会計期間の末日において債務超過であること。

・上記（1）aの増資の合理性に係る審査は公募増資の際の引受審査に準じるものとし、当該審査を行う取引参加者は新規上場時に求められる上場適格性調査体制に準じた審査体制を整備するものとします。

（備 考）

・有価証券上場規程（以下「規程」という。）第304条第1項第2号

・有価証券上場規程施行規則（以下「施行規則」という。）第306条第2項

・規程第304条第1項第3号

・施行規則第306条第3項及び第4項

・取引参加者規程第22条の4第2項

・取引参加者における上場適格性調査体制等に関する規則第

- ・本見直しに伴い、既存の上場基準のひとつである「公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものでないこと」の運用上の観点を明確化します。

2. その他

- ・新株予約権証券の上場日は、行使期間の初日以降の日とします。

3章

- ・上場審査等に関するガイドラインⅢの5

- ・施行規則第306条第6項

III 施行日

本年10月31日から施行します。ただし、2. については、会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)の施行の日から実施します。

以上